

所報

The Japan
Institute of
Scandinavian
Studies

Index

・目次

・スウェーデンとノーマライゼーションの理念

・スウェーデンの就学前学校に見る「個の尊重」教育の実際

・56回、57回、58回スウェーデン研究連続講座

・スウェーデン人の見た日本、日本人の見たスウェーデン

・随筆コーナー

・JISS所報原稿募集

■ 目次

・スウェーデンとノーマライゼーションの理念 田代 幹康

・スウェーデンの就学前学校に見る「個の尊重」教育の実際 大野 歩

・ 56回、57回、58回スウェーデン研究連続講座

・ [56回]

仕事・パートナー・子供

レグランド塚口 淑子

— 今を生きるスウェーデンの女性達

・ [57回]

スウェーデンの環境法典

レナ・リンダール

— 次世代のためのリスクマネジメント

・ [58回]

日本で最初のスウェーデン企業ガデリウス百年の足跡

ハンス・ポラート

・ スウェーデン人の見た日本、日本人の見たスウェーデン

・ 日本のアートで学んだ日本の心

モッド・グルート

・ スtockホルム大学留学記

榎原 知子

・ 随筆コーナー

・ スウェーデン夏季プチ留学のおさそい

北村 光子

・ JISS所報原稿募集

スウェーデン社会研究所 所報
No.338 2007年3月31日発行

発行所：社団法人スウェーデン社会研究所
〒105-0013 東京都港区浜松町1-8-1
(株)科学新聞社内5階

連絡事務所
〒124-0024 東京都葛飾区新小岩2-19-7
Tel. 03-5661-6035 Fax. 03-3655-1596
e-mail sweden@tkm.att.ne.jp

URL: <http://home.att.ne.jp/apple/jiss/jiss.htm>

発行人・編集責任者：波多野裕
Publisher&Editor in Chief : Yutaka Hatano
編集者：久保田健司
Editor : Kubota Takeshi

[目次へ戻る](#)



スウェーデンとノーマライゼーションの理念

スウェーデンとノーマライゼーションの理念

東京福祉大学
社会福祉学部講師
田代 幹康

はじめに

現在ノーマライゼーションの理念はわが国の福祉・教育分野をはじめ幅広く知られるようになった。しかしその認識や理解の程度は、人や関連機関によって様々に異なっているように思う。その理由は、ノーマライゼーションという概念と言葉が、日本に本格的に伝わったのが比較的最近だからという事情もあるであろう。そこで今回はノーマライゼーションの理念に関するいくつかの文献や資料より、この理念の背景と関連する事柄について紹介すると共に、ノーマライゼーションの先進国であるスウェーデンのノーマライゼーションの理念、そして今後のわが国の障害者福祉におけるノーマライゼーションの理念ということについても考えていきたい。

ノーマライゼーションの理念の誕生

最近の障害者福祉の潮流として誰もが社会の中の一市民として生活する権利があり、重い障害があっても必要なサポートを受けながら、可能な限り地域の住む慣れた個人宅やグループホーム等にて生活するという考え方がある。このような考え方もノーマライゼーションの理念にもとづいた実践の一つであろう。ノーマライゼーション(Normalization)の理念は北欧諸国においてよく発展していった。スウェーデン語、デンマーク語では「Normalisering」と表記される。一般的にこの理念は1950年代のデンマークにおける知的障害者の親の会の活動を通して生まれたとされている。その内容は「知的障害者の生活状況は可能な限りノーマルな生活状況におかれる」、「知的障害者の生活状況をノーマライズする」、「知的障害者に可能な限りノーマルな生活状況を提供する」などと表現され、当時のデンマーク社会省の行政官であったBank Mikkelsen.N.E.(バンク・ミケルセン)らの尽力により、デンマークの知的障害者福祉に関係する法律「1959年法」に初めてこの理念が盛り込まれたとされている。一方、スウェーデンにおいてもノーマライゼーションの理念のはじまりと思われるものが1946年の政府報告書(SOU 1946:24 Forslag till effektiviserad kurators och arbetsformidlingsverksamhet for partiellt arbetsfora m.m.)の中に見られる。スウェーデンでは1930年代の終わりから40年代の初めにかけて福祉国家建設への議論がはじまり、1943年政府委員会は様々な理由(障害や健康状態、社会的状況等)により雇用や労働生活にアクセスしにくい人々に関する調査をし、提案を行った。委員会は労働生活にアクセスしにくいと予測される3つのターゲットとなる人々について言及し、雇用や労働生活に参加しにくい人々を公的機関が支援することにより収入を得ることができるという考え方をもちた。そのためには社会一般のサービスが障害のある人々にも同様に利用できるようにするべきであると強調し、一般的な社会サービスにおいて解決されない場合に特別な解決方法が推奨されるとした。一般的な社会サービスが全ての市民に可能な限り利用できるように整備され、それが地域にて提供されるならば、その人は地域社会の自分の家に住み続けることが可能となり、それは施設等への入所よりも心理的にポジティブな経験となるだろうとした。政府委員会はここで「Normalisering」について説明し、労働が困難な状態の者でも、一市民としての基本的な要求が強調され、平等な人間の価値と権利が優先される。これは民主主義の問題であるとした。このようにノーマライゼーションの理念にあたる考えを当時の政府委員会が既にもっていたということは注目に値する。

ノーマライゼーションの理論化と発展

スウェーデンの Bengt Nirje(ベングト・ニリエ)は、1950年代にスウェーデン赤十字社の難民問題担当としてオーストリアで働き、その後FUB(スウェーデン知的障害児・青年・成人連盟)のオンブズマン、国際障害者スポーツ連盟、国際知的障害者スポーツ連盟、ウプサラ県障害福祉部長、ウプサラ大学障害者研究所等で働き、昨年亡くなるまで数々のソーシャルワーク、障害者分野において活躍した経験をもつ。彼によりノーマライゼーションの理念は、その目標と実践方法を設定することによりさらに発展していく。ノーマライゼーションを「日常生活の様式とコンディションをその社会におけるメインストリームの状態に可能な限り近づけるようにする」とし、ノーマライゼーションの理念を実践するための8つの要因を以下のように示した。

- ①日常生活におけるノーマルなリズム(1日におけるノーマルな生活リズムと考えられる)
- ②生活におけるノーマルな日常的な活動(一週間におけるノーマルな生活リズムと考えられる)
- ③一年間のノーマルなリズム

- ④ライフサイクルにおけるノーマルな経験
- ⑤個人の尊厳と自己選択、自己決定権
- ⑥両性が共に住む生活
- ⑦ノーマルな経済的な水準を得る権利
- ⑧ノーマルな生活(住宅)環境を得る権利

このようなBengt Nirje(ベント・ニリエ)によるノーマライゼーションを実践するための具体的な視点の設定は、スウェーデンの知的障害者福祉施策における脱施設化と地域生活移行、地域生活支援サービスの発展の理念に大きな影響を与えたと考えられる。

スウェーデンの障害者政策におけるノーマライゼーションの理念の具現化

良い理念が存在してもそれが政策の中で実行・具現化されなければ絵に描いた餅となってしまう。スウェーデンの障害者施策にてノーマライゼーションの理念の具現化に尽力した人物の一人として、Karl Grunewald(カール・グリュネバルド)があげられるだろう。彼は1960年代から80年代、Medicinalstyrelsen(医療保健庁: のちに社会庁)の知的障害福祉局長、監督監査責任者として働き、障害者関連の新しい法律を立案するための政府の様々な委員会に関与し、法律の草案や政府報告書の作成に深く関与した。新しい法律、障害者ケアの考え方を周知、啓発するための通知・通達を作成し、それらを浸透させるために全国でカンファレンス活動も実施した。法的な個人の市民としての安全を保障し、スウェーデン国内の知的障害者の特別病院と入所施設における処遇が良質で同等の水準を維持させるために強力な監督監査が不可欠であるとした。監査活動は、日常生活の内容から家具、食器、そして衣服やみだしなみ用具までにわたった。監査結果の報告書の情報を公に公開し、国民に対し知的障害者に関する問題提起をメディアなども通じて喚起した。また彼は知的障害者の日中活動のための「デイセンター」というアイデアを提案し、重度の障害者も利用できるとした。「小グループの原則」の理念は、施設サービスと同様、非施設サービスにおいても有効とされ、グループホームの利用人数と特別学校における1クラスの人数はこの考えにより削減された。男女が分離して生活する形態にも反対し、男女が共に暮らすことによる良い効果を主張し、男女両性が住む世界に共に暮らすことの重要性を説いた。このような改革は入所施設における生活の小グループ化から入所施設の閉鎖・解体へと繋がり、施設から地域生活への移行、地域生活に必要な個人生活を支援するための経済的保障の充実と各種の生活支援のサポート体制の構築に繋がった。彼はこのようにノーマライゼーションの理念を法制施策の中に具現化し推し進めていった。

わが国の障害者福祉とノーマライゼーションの理念

わが国にとってノーマライゼーションの理念は海外から輸入されてきたものである。しかしこれまでの障害者福祉施策の中にもノーマライゼーションの言葉と理念を見ることができる。例えば平成7年の政府計画としての「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」では、計画の名そのものに「ノーマライゼーション」という言葉が使われており、「プランはリハビリテーションの理念とノーマライゼーションの理念を踏まえつつ、7つの視点から施策の重点的推進を図る」としている。また平成15年からの支援費制度には「ノーマライゼーションの理念に基づいて導入された」とされている。これらからもわが国の障害者福祉施策の基本理念がノーマライゼーションであり、スウェーデンやデンマークと同じであると考えられる。しかしスウェーデンとデンマークの障害者福祉施策は互いに類似している点が多いと思うが、わが国のものはこれらの国のものより一線を画しているように見える。わが国では平成18年4月より新しい法律、障害者自立支援法が施行され、障害者福祉サービスの仕組みが大きく変わった。障害者自立支援法には障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するという視点がある。この考え方もノーマライゼーションの理念に沿っている。しかしこの法律施行後の障害者福祉をめぐる現状の変化については、現在大きな論議が起こっている。サービス利用者の経済的負担が増した、これまで受けていたサービスが受けられなくなった等、という例も出てきているようである。社会には必ずノーマルな生活を維持するため、社会サービスの利用を不可欠とする人々が存在し、今必要としていない人でも将来必要とする可能性もある。人生に何かが起こっても、いつまでも地域社会の一市民として尊厳ある安心した生活を送ることは誰にとっても大切なことであろう。わが国の障害者福祉施策において、ノーマライゼーションの理念がどれほど正しく理解され、そして使用され、実践・具現化されているだろうか。ノーマライゼーションの発展と具現化に尽くしてきた人々に対して恥じないものであろうか。それとも日本は独自の文化、習慣をもつものとして、わが国のノーマライゼーションの理念は、北欧のものとは異なるものとして変形され利用されていくのだろうか。またはこのような理念は無用なものとして取り去られてしまうのだろうか。わたしはあるスウェーデンの政府報告書の一文をよく覚えている。それは「全ての人々のための社会」、「ある人々を締め出す社会は弱くてろい社会である」。わたしはこの表現に感銘し何を学ぶべきかを知った。ここには当時のスウェーデンの社会施策に向けた確固たる強い意志と国民の連帯意識がみられる。どのような国や文化、習慣においても、一部の人々を締め出す社会は損なわれた社会であり成熟した民主主義社会でそれは許されないのである。わが国では格差社会が進行しているといわれている。わたしたちは誰が誰に対して連帯の意識をもつのだろうか。一方、スウェーデン社会も変化している。昨年これまで長期間政権を掌握してきた政権から、新たな政党による連立政権に交代した。新しい政権はどのような理念を掲げスウェーデンの社会施策を進めていくのだろうか。今後のスウェーデンの福祉政策・施策の展開に注目したい。これまでのスウェーデンのノーマライゼーションへの歩みと努力は、今後のわたしたちの福祉社会の構築に向けての大切な何かを教えてくださいと信じている。

参考・引用文献

- Bengt Nirje(1992). The Normalization Principle Papers. Centre for Handicap Research. Uppsala University. Uppsala. 1992.
- Birgit Kirkebae(2001).Normaliseringens periode. Forlaget SOCPOL.
- Goran Graninger & John Loven(1994). 40 ar med Utvecklingsstorda. - Samtal med Karl Grunewald - Fones.
- Roda B Billimoria(1993). Principle and Practice of Normalization. Centre for Handicap Research. Uppsala University. Uppsala.1993.
- A Metropolitan Area in Denmark. Copenhagen. Niels E. Bank-Mikkelsen. Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded. Presidents' Committee on Mental Retardation. Washington, D. C. 1969.
- スウェーデンの知的障害者福祉の実践 -コミュニティでの暮らしを支えるサービスと支援- 田代幹康著 久美株式会社
- 「ノーマライゼーションの父」N・E・バンク-ミケルセン 花村春樹訳・著 ミネルヴァ書房
- ノーマライゼーションの原理 ベンクト・ニリエ著 河東田博、橋本由紀子他訳編 現代書館

● [目次へ戻る](#)

● [このページのTOPへ戻る](#)

● [目次へ戻る](#)



スウェーデンの就学前学校に見る「個の尊重」教育の実際

スウェーデンの就学前学校に見る「個の尊重」教育の実際

広島大学大学院
 教育学研究科附属幼年教育研究施設
 大野 歩

ノーマライゼーション理念を社会基盤に置くスウェーデンでは、通常教育、就学教育、特別ニーズ教育（障害者教育）の全ての領域に共通して、「個の尊重」に重点を置いた、すなわち個々のニーズに応じた教育が行われている。

その教育、中でも特別ニーズ教育が現実にどのように行われているのか、焦点を就学前学校にあって、スウェーデンにおいて実際に学校を訪問して教育活動の実態を調査した。

調査校の概要

訪れたのはスウェーデン・イエテボリ市にあるスヴェアガータン就学前学校である。この就学前学校はリソースセンターとして、「リソースバーン(resursbarn)」と呼ばれる特別なニーズを持つ子どもを積極的に受け入れている。ダウン症児2名、糖尿病児2名、アレルギー児1名の特別ニーズ児を含む2～6歳の計14名の子どもが在籍し、全1クラスを基本に計4名の職員による小規模少人数体制で活動を行っている。保育時間は午前7時～午後5時、登校時間と帰宅時間は各自で決められるが9時半には全員集合する。

施設・設備

建物は集合ルームを中心に遊び部屋や創作室、食堂など活動内容に従って使用する各部屋が放射状に配置された八角形の構造をしている。活動の目的によって部屋を異にし、活動の目的と内容が子どものなかで明瞭となる「場の構造化」が意識されている。自然光をふんだんに取り入れ、落ち着き統一された色彩で無駄な装飾をできるかぎり省いた内装により、子どもに安定と安心感をもたらしている。出席表やスケジュール表には絵カードを用い、年齢や発達の程度にかかわらず、子どもが自ら見通しを立てられるよう工夫されている。着替えや朝の会、食事、昼寝の場所はそれぞれ決められており、写真や色分けなどによって子どもが自分の場所を把握できるよう工夫されている。このようにスヴェアガータン就学前学校の施設・設備は構造化が意識され、子どもが就学前学校の活動において主体的に動き、自己決定が行いやすいよう整備されている。

活動の実際

9時半に全員集合して朝の会を行う。教員を含め全員で床に座り、皆の目線を同じにしてから各自の名前を呼ぶ歌で出欠の確認する。欠席の子ども様子を先生が皆に話す。このようにして子どもに就学前学校での連帯感を促している。

おやつの中には常時複数種の果物が用意され、子どもは年少児でも自分で好きなものを好きな数だけ選ぶ。子どもが選び終えるまで教員は待ち、教員が取り分けることはしない。おかわりは自由だが、始めに取り分けた分を食べ終えないと次の果物に手を出してはいけない。食べ終わりは各々の子どものペースで終わらせ、終わった子どもから順次自由活動に入る。

午前中には、たとえ雨が降っていても必ず外で遊ぶ時間がある。着替えはどの子も自分で行うことが基本である。教員が着替え用のベンチを準備すると、子どもはベンチの指定場所に座り、自分で靴を履き、上着を着て外に出る。外遊びから戻ってきた時も同様に着替えをする。一人では着脱が困難な場合、教員はまず子どもに「手伝いましょうか？」と尋ねる。教員は子どもが「手伝って」など意思を示した後、子ども一人では困難であることを確認してからはじめて援助をする。子どもの身辺自立を促進しながら、子どもが自分の力だけで活動をやり遂げられない場合は、自ら判断し、他者に必要な援助を求め、結果的に主体性を持って活動をやり終えられることを学ばせている。

子どもは道具が収納してある校庭の倉庫から自分で遊具を選んで遊ぶ。教員は子どもと一緒に遊ぶというよりもただ介入せず、子どもが主体的に遊びを組み立て展開するよう促す。子どもが自分の遊びの活動に躓いているとき、教員は先ず子どもの様子を窺う。観察の後、子どもに動きが見られず、活動が停滞しているのを確認してから、子どもの側へ行く。次に子どもの意図を確認するために、「何がしたいの？」というように子どもの意見を聞く。質問は一つの子どもの意見に対し、教員が一つの質問を出す形で順次行われる。子どもが自分の意思を表現する時間を与えながら、ゆっくりとやり取りが進む。指導時の教員の言葉づかいは「○○しなさい」という指示形式でなく、「○○するのはどう？」という提案形式である。遊具を片付ける指導でも「片付けなさい」などの命令形ではなく、「三輪車持ってきてくれる？」という呼びかけをしている。このようにして子どもが

遊びの活動において自分の力で自分の興味関心に従い遊びを見つけ、組み立て、発展させ、終わらせるよう促している。

外遊びの後、昼食に入る。この日の昼食のメニューはジャガイモとソーセージのスープ、パン、チーズ、牛乳であった。昼食もおやつ同様に「何を」「どのくらい」食べるのか、その日のメニューの中から食べる物と分量を子ども自身が選択、決定する。選んだものは責任をもって食べ、選ばなかったものは後で欲しがらない決まりがある。チーズカットのように子どもには難しい作業があると、教員が子どもに手を添え、子どもが主体的に作業を全うすることを援助する。パンやおかずなどはテーブル毎にかごや皿を回し、皆で配り合う。その際に「どうぞ」、「ありがとう」の言葉がけを行うよう指導がある。食事を介して自己選択、自己決定が促されているとともに、子どもが互いに顔を合わせ、言葉をかけ、協同で作業することを通じて、他者への配慮や集団性への意識を促進している。

屋内の自由遊びでは、絵本はこのソファで読む、お医者さんごっこは大プレイルームの角のスペースで行うなど遊ぶ内容によって活動場所が決まっている。子どもは決められた場所に玩具箱を持って行って遊ぶ。屋内における活動場所の固定化は、その場では何をするかという活動設定を明確にし、子どもが主体的に遊びを展開しやすくするための工夫である。

また、子どもが各自のお気に入りの本をみんなに紹介する日がある。赤いマットを敷いて、椅子を置き、発表者は王様のようなコスチュームを身につけて座り、自分の好きな本とその理由を紹介する。子どもの大好きなこの活動は、他者の前で自己を表現する機会を提供すること、他者の意見に耳を傾け、人は各々が違う考えや異なる要求をもつことができることへの意識や自分と異なる考えを持つ他者を受け入れることを促す活動である。

このようにスヴェアガータン就学前学校での活動では①子どもが自分で内容や方法を選択し、最後までやり遂げること、②自分の考えや意思を他者に明示すること、③他者の存在や活動への配慮を知り、連帯を図ることの3点が子どもに促されていると考えられる。

特別なニーズのある子どもへのかかわり

特別なニーズを持つ子どもはリソースバーンと呼ばれ、彼らの特別なニーズに対する特別なかかわりが通常活動のなかで行われる。特別なかかわりの場や時間は特別に設置されたものではなく、子どもの活動に即し、内容に応じて行われる。例えば、糖尿病児の血糖値の測定は、子どもが外で砂遊びをしているときに、教員が砂場へ器機を持って行って行う。ダウン症児への咀嚼指導は皆と一緒に昼食時のテーブルで行われる。アレルギー児の食事も、食べられるものを子ども自身が選び、取り分ける。また一人遊びの傾向がみられるダウン症児に対し、集団に加わるような促しは行うが決して無理強いはいしない。特別なニーズを持っている子どもへ特別な配慮を怠らない教員だが、通常活動時におけるかかわりは遊びや着替え、食事の指導を見ている他の子どもとまったく同じ対応である。

このように通常活動の中で場を同じくして特別なかかわりを行うことにより、特別ニーズ児への「個の尊重」を保障すると同時に、他の子どもたちに特別ニーズ児への理解を促している。

子どもの自己決定を促す手段

スヴェアガータン就学前学校では、子どもが活動において自分で「できた」と思ったときに記録をとり、集積していくポートフォリオを採用している。ポートフォリオは食堂の棚に常設しており、子どもが好きなときにいつでも自由に見ることができる。これにより子どもの活動に対する自己評価を保障すると同時に、子どもが自分の成長を自ら振り返り、確認し、次の目標を定めることができるよう促している。

まとめ

スヴェアガータン就学前学校では、特別なニーズの有無にかかわらず、すべての子どもが同じ場で共に活動を行う。活動の中では、個々の子どもの自立が促されると同時に、互いへの思いやりが重要視されている。日本をはじめ「個の尊重」というと個人の意志や活動に重点が置かれる傾向がある。しかしながら「個の尊重」という考え方を適切に育成するには、就学前期から個々の子どもの自己決定を促すとともに、他者を配慮し、一つの集団を形成する個として互いを認め合う教育が必要であることをスウェーデンの就学前学校教育に学べるといえよう。

I 「resurs」は「補助手段」、「barn」は「子ども」を指すスウェーデン語であり、「resursbarn」は日本語で言えば「補助手段を必要とする子ども」を意味する。

II スウェーデンの就学前学校では、通常子どもは15～20名のグループでクラス編成をし、1グループにつき3名の教員が配置される。

● [目次へ戻る](#)

● [このページのTOPへ戻る](#)

[● 目次へ戻る](#)

2006年11月21日 第56回スウェーデン研究連続講座

仕事・パートナー・子供

— 今を生きるスウェーデンの女性たち

元ストックホルム大学講師、現ノルディック出版
レグランド塚口 淑子

私(レグランド塚口淑子)は、1966年から40年スウェーデンに滞在、今もスウェーデンに住んでいる。私はスウェーデンでは最初は学生、研究者として、そしてその後はベビーシッター、教師、郵便局、ホテル、流通倉庫、ガイド、福祉局等々数多くの仕事に従事してきた。現在スウェーデン人の夫と二人の子供がいる。

20年程前その経験をもとに「スウェーデンの女たち」という本を書いて出版したのであるが、先般その後の体験を書き加えた「続スウェーデンの女たち」という本を出版した。

本講ではその新刊の内容も含めて、スウェーデンでは女性をとりまく社会環境がどう変わってきているかお話ししたいと思います。

本講座でお話したい内容のポイント

現在スウェーデンには専業主婦がない。別な言い方をすればスウェーデンでは女性の就業率がとても高い。2004年における女性労働力率は75.7%(最近のデータでは79.7%)である。スウェーデンでは女性は家族も仕事も持ち、生き生きとしている。つまりスウェーデンは、女性にとって「仕事も子供も」可能な社会なのである。

このような社会がどのようにしてできたのか、また実情はどうか、そしてこのような社会は今後どのような方向に向ってゆくのかということについてお話ししたい。

専業主婦が有職人種となった経緯

スウェーデンは最初から女性が職業をもって働く社会ではなかった。20世紀のはじめ頃は、女性の社会的地位は男性に比べて大変に低かった。1930年頃スウェーデンの主婦率は90%であった。そして1950年頃になっても、有職の婦人80万人に対して、主婦はその1.5倍もいた。

1960年—1970年代、スウェーデンは未曾有の好景気の時代を迎え、国民は裕福となるが、それとともに社会的にはさまざまな革新運動が起きた。新左翼運動、学園闘争が活発化し、その時代を背景にして市民レベルでの個人主義の目覚め、階級、人種、性差別の撤廃などの意識改革が起きた。この時代バリケードの中にあつた女性も目覚め、就労、教育への平等の機会を求めようになる。それに伴って男女の役割論争などが起こるようになった。

スウェーデンの政治は、常に時代を先どりした政党が政権をとる。1960年—1970年代に政権を担った社会民主党率いる左派連合は、この時期積極的に女性の声を政策に反映させ、このときからスウェーデンの福祉制度に多様な制度改革が取り込まれるようになった。その結果福祉関係の職場が増えるなど女性が外で働くための環境が改善され、1970年からは女性の立場が「主婦時代」から、夫婦で働く「ダブルインカム時代」といわれる時代になった。1970年後半の主婦率は18%になり、そして1984年に、当時の首相オロフ・パルメが「主婦という役割は消滅した」と宣言するまでになった。その結果2004年には女性の労働率は75.7%になったのである。

多様な制度改革の方向の推移

女性のための制度改革は、最初は女性の社会的、ならびに私的な面における地位向上から始まった。

これにより女性の教育機会の平等、女性の職場拡大がもたらされた。そして1974年、世帯別課税制度が個人別課税制度に変わるという制度の大改革が行われた。

次に目標となったのは、女性が経済面の保障つきで出産を可能にする制度である。これには男性も経済面の保障つきで育児参加できる制度も含まれた。この改革で生れた具体的な制度は、両親育児休暇、両親短縮労働、両親育児手当、児童特別手当、児童看護休暇、住宅手当などの制度である。

そして近年になって改革の目標になったのは性にこだわらない中立の個人の権利を認める制度で、これにより姓名法、パートナーシップ法が制定された。これ等の制度では男女一組をセットにしない考え方が取り入れられ、それが更に進んで同姓同志のカップルも公認されるようになった。

現在の改革の方向は、男女ともに「仕事も子供も」であり、同時に「子供の存在権の確立」へと移っている。

改革により社会の形態はどう変わったか

女性の社会的、経済的自立の保障、地位の向上、出産の可能性向上により(私をはじめスウェーデンに来た)40年前と比べて、スウェーデンにおける家族や私生活における形態は多様な変化をしてきている。

なかでも大きく変わったのは結婚の形態で、法的な結婚をする夫婦より、同居形態の夫婦の方が多くなった。今では同姓婚も可能になり、その数も増えている。

一方、社会的に男女の差別がなくなり、女性が自立できるようになったため、離婚がひんぱんに行われるようになった。結果としてシングルペアレントが増えてきている。

家族の形態も変化している。法律婚が減り離婚が多くなったこと、婚姻による夫婦親子の相互扶助の義務からの解放もあって、スウェーデンでは法律婚とその親子で繋がる「婚縁・血縁家族」より、好きな者、気の合う者同志でつくる「選択縁家族」の風潮になりつつある。

女性のライフスタイルの変化

スウェーデンの女性の地位は、長い改革を経て確かに向上した。女性は専業主婦から大量に職場に進出するようになった。女性も男性と変わりなく社会的、経済的、人格的に自立したのである。既婚女性も子供の有無にかかわらず就業を続け、経済力を身につけてきている。

現在の若い女性のライフスタイルは、まず勉強して資格をとり、就職することを優先する。そして子供は就職してキャリアへの道を歩みだすまで待つという傾向だ。つまり定収入があり、生活が安定するまでは子供は持たないというライフスタイルになってきている。(2児、3児を持つとする女性は更にその傾向が顕著である。)

まとめ

本稿では、スウェーデンの女性をめぐる制度改革と、それに伴う社会環境の変化に焦点をあててお話したが、最後に述べておきたいのは、女性の社会環境の改革の根底にある理念は、スウェーデン社会が目指している「全員による全員のための福祉社会」にあるということである。そして、ここで目標としている理想の社会とは、「自分の生きたい人生を生きる」すなわち「自己実現のできる」社会なのである。

スウェーデンでは目標とする福祉社会は初期においては「村落集団」が対象であった。それが次第に「家族」が対象になり、今では対象が「個人」に移っている。

すなわちスウェーデンは「個としての幸せ」を追求できる社会をめざしているのである。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)

2006年12月19日 第57回スウェーデン研究連続講座

スウェーデンの環境法典

— 次世代のためのリスクマネジメント

持続可能なスウェーデン協会
日本代表
レナ・リンダール

本講では、スウェーデン政府により1999年に制定された環境に関する憲法「スウェーデン環境法典」についてお話をしたいと思う。私(レナ・リンダール)は法律の専門家ではないが、日本の関東弁護士連絡会(前委員長 朝倉純也弁護士)からの依頼で「スウェーデン環境法典」の日本語翻訳を担当した。その翻訳を通じて、私は法律・言葉の面のみならず、環境法典の理念を学んだ。その経験をもとに本日は皆様にこの法典の概要をご紹介します。

環境法典成立までの背景

1992年リオデジャネイロで地球環境に関するサミットが開かれた。この会議で明らかになったことは、世界中が今までのような大量生産、大量消費を続けてゆけば、近い将来地球は人間の住めない環境となるということである。このことはサミットに参加した全ての国の代表団に認識された。サミットの結果を自国に持ち帰ったスウェーデンは、早速この問題を政策の中にとり入れることをはかり、政府は「持続可能な社会」、すなわち次世代のためになるような社会を作ろうという方針を掲げた。そしてスウェーデン政府の行ったことは、2021年におけるあるべき社会環境を予測、これを環境政策目標とした。

この環境政策目標は、①人間にとって安全な範囲内の気候変動、②清浄な大気、③自然界レベルの大地や水源の酸性化、④毒物のない環境、⑤紫外線をおさえるオゾン層、⑥安全な放射線環境・・・等々16項目に及ぶ。

そしてその目標の姿にもってゆくためには今から何をすべきかという行動計画を策定した(これをバックキャスト法という)。その結果をもとに1998年に制定されたのが「スウェーデン環境法典」である。

スウェーデンの環境法典

では本題のこの法典についてご説明しようと思う。ただこの法典は、全33章、500条からなる大変膨大なものなので、その中で最も基本的かつ特色ある部分をピックアップしてその概要をご紹介します。

● 環境法典の目的

この法典は、それまでスウェーデンで制定されていた15の環境関連法を統合したものである。スウェーデンの環境法典の目的は、第1章の中に述べられている。

<第1章第1条> 目的

この法典の目的は、私たちと私たちの未来の世代が健康的で良い環境で生活できることを保障するための持続可能な開発を促進することである。

● 予防的なアプローチ

スウェーデンの環境法典の理念は、環境を汚染する前にそれを予防することを基本としているが、その主旨は第2章「配慮に対する一般規定」に述べられている。

<第2章第1条> 事業者の立証責任

環境汚染をする可能性のある事業者(以下[事業者])は、この章に示される責務が遵守されていることを示さなければならない。

<第2章第2条> 学習・調査義務

[事業者]は、人と健康を損害や妨害から守るために必要な知識を取得しなければならない。

<第2章第3条> 慎重原則(予防原則)

[事業者]は、人の健康・環境の損害への予防阻止抑制のための必要な保護対策をとらねばな

らない。これ等の予防措置は、可能があると考えられるときは直ちに行わなければならない。

＜第2章第4条＞ 適正立地原則

[事業者]の事業が行われる場所は、人の健康と環境に対しての損害や被害が、可能な限り最小限になるような場所を選ばなければならない。

＜第2章第5条＞ エネルギーと資源の効率

[事業者]は、原材料とエネルギーを節約し、再使用やリサイクルをする使用可能な手段を活用しなければならない。

＜第2章第6条＞ 代替原則

[事業者]は人の健康や環境にリスクを伴う恐れのある化学製品やバイオ製品は販売してはならない。

＜第2章第7条＞ 費用対効果のバランス

第2章2条、6条に定められる配慮規定は、その遵守が不合理であると判断されない限り適用される。その評価をする際、保護対策やその他の予防措置の費用対効果は特に重要視しなければならない。

＜第2章第8条＞ 汚染者負担原則

環境に損害もしくは妨害を与える事業をするか、もしくはそれをしたことのある者は、妥当と認められる程度に復旧する責任を問われる。

● 早い段階での関係者間の協議

環境法典では、[事業者]が行動を起こす前に関係者間で環境影響について協議することを求めている。

＜第6章第4条＞ 早い段階の協議

この法典の規定による許可が必要となる[事業者]は、第1条で要求される環境評価書を作成する前に、早目に充分な範囲で県中央政府出先機関等と協議しなければならない。

● 実施許可の審査

＜第17章＞ 政府による実施許可の審査

一定の規模で、環境に大きな影響のある事業については、政府が審査する義務がある。

● 環境問題訴訟に対する裁判

環境法に関する訴訟に対する裁判に関しては最高裁判所、高等環境裁判所、地方環境裁判所の設置が規定されている。

＜第20章第4条＞ 地方環境裁判所

地方環境裁判所は、1名の裁判長、1名の環境アドバイザー、及び2名の専門家によって構成される。環境アドバイザーは、技術的もしくは科学的な学歴をもち、環境問題に関する経験を有するものでなければならない。

まとめ

以上、スウェーデン環境法典について、その膨大な条文の中の重要な部分のいくつかを引用して、この法典の内容のあらましをご紹介したが、この法典の最も重要な点は、その理念が「予防原則」に基づいているということである。すなわち未来の世代が健康的で良い環境で生活することを保証するためには、現在の人間は環境に対して「治療志向」であってはならず、環境を汚染する前に防止する「予防志向」でなければならないという考えが法典の基本にあるということである。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

● [目次へ戻る](#)

● [このページのTOPへ戻る](#)

[目次へ戻る](#)



2007年1月30日 第58回スウェーデン研究連続講座

日本で最初のスウェーデン企業ガデリウスの百年の足跡

ガデリウス株式会社
代表取締役社長
ハンス・ポラート

ガデリウスは、スウェーデン企業で最初に日本に上陸した企業で、設立当初より鉄鋼、炭鉱、鉄道、製紙、電力、産業機械などを、又最近では、産業機械、建築材料、印刷機器、医療機器などの機械を日本に紹介し、輸入供給している商社である。ガデリウスと日本の係り合いは旧く、今から百年前ガデリウスは日本に進出、横浜に事務所を開設した。その後日本は第一次大戦、日中戦争、第二次大戦を経験し、第二次大戦では敗戦国となったが、戦後経済が大きな発展をして世界をリードする工業国となり、豊かな国へと成長した。

その中であって、ガデリウスはまったく違う文化と環境の中で日本と共に生き抜いてきた。ガデリウスの歴史は日本とスウェーデンの交流史であると共に日本の産業史でもある。

本講ではガデリウスの歴史、現状、将来についてお話しをしたい。

第二次世界大戦までのガデリウス

ガデリウスの創設者クヌート・ガデリウスは1882年スウェーデンの東南に位置するカールスクローナで生まれた。1890年クヌートは、ヨッテポリに東洋との交流を目指したクヌート・ガデリウス商会を設立した。そして1904年に、シンガポールに東洋の最初の足場を作る。ここを拠点にして1907年に横浜に念願の日本最初の事務所を設営し、日本市場への参入が開始された。その2年後に東京に事務所を開設、大阪にも出張所を設けて、日本における貿易会社の事業を拡大した。

1914年ガデリウスは東京の大博覧会に数々の製品を展示し、日本に西欧の最新の製品技術を紹介して注目を浴びた。

1923年9月ガデリウスは関東大震災という大きな災害に遭遇する。このときガデリウスは大きな被害を受けながら消化ポンプを多数提供、約10人の日本人の命を救った。その時の勇気ある働きが認められて警視總監から表彰を受ける。これを機にガデリウスの名は多くの人に認められるようになった。

日本の経済の状況はその後急速に悪化し、金融恐慌が起こり、そして国際的な不況の追い討ちがかかる。しかしその中であってガデリウスは、燃料を節約する発明品「空気予熱器」と「蒸気蓄積装置」の総販売代理店の権利と、日本での製造のライセンスを獲得する。これをきっかけにしてガデリウスは商社として日本で大活躍するようになる。

1932年クヌート・ガデリウスがこの世を去ると、クヌートの長男タローがその後をついだ。タローはガデリウスが日本の企業としての存在を失わないように努力した。日本のために働くガデリウスの姿勢は日本人に認められ、そのお蔭でガデリウスは1920年代と、第二次大戦の二つの危機を日本から離れなくて乗り切ることができた。

第二次大戦後のガデリウス

1960年代、スウェーデンのあらゆる分野の製品がガデリウスを通じて販売するようになっていたが、当時世界的な経済再編成が起こり、スウェーデンの大企業は皆グローバルスタンダードを目指さざるを得なかった。ガデリウスはサプライヤーであったフレクト社に買収された。

その後ガデリウスはABBグループの一員となる。1998年以降、ABB(株)は三つの分野に分かれた。一つは工事を中心とした「ABB JAPAN」、二つ目は発電部門を主とした「ALSTOM JAPAN」そして三つ目が貿易の「ガデリウス(株)」である。この三つ目の会社が私の今居るガデリウス株式会社である。

現在のガデリウス株式会社

ガデリウス(株)は、優れた海外製品を日本に紹介、輸入することを主たる事業とする貿易会社である。ガデリウス(株)のビジネス範囲は広く、現在の主な分野としては土木建設、環境関連、産業機械、建築材料、印刷機器、医療機器など多岐にわたっている。今ガデリウス(株)が輸入をしている製品の供給元は、70%がヨーロッパ、そのうちスウェーデンや北欧は35%、その他ドイツ、ポーランド、イタリア、アメリカ等世界中の国から供給している。海外からの輸入だけでなく、日本の製品の輸出も拡大している。

ガデリウスのビジネスの特色は、顧客の直面する問題を親身になって受止め、理解し、客先の要求する製品を世界中から見つけてきて顧客の問題を解決するところにある。中でもガデリウスが強みを発揮するのは、専門性の高いニッチ市場で、他社にない高品質でユニークな製品を、世界に張りめぐらしたガデリウスネットワークで探し出し、顧客に提供している。

ガデリウスのビジネスの更なる特色は、供給する製品に関する技術力と、きめ細かなサービスを顧客に提供することである。例えば産業機械では、高度な専門知識を持ったサービススタッフが機械を日本の企画に合わせ、顧客にとって使いやすい状態に調整してから納品している。また建材や機械用の資材では、日本の顧客のもとでその性能が十分に発揮できるよう各部品毎にメーカーを厳選した独自のパッケージを開発したり、案件ごとの仕様に合わせて加工したりしている。

納入した機械については、エンジニアリング & サポート部に常駐する高度な知識を持つ技術者がアフターサービスや部品交換などのメンテナンスを行い、老朽化した時は新システムの提案を行う。このように、製品の選定のみならず納入した製品のライフサイクルすべてにおいてサポートすることにより、輸入製品に対する顧客の不安を払拭することを当社ビジネスの理念としている。

ガデリウスの将来

マーケットの動向は日々変化している。これにともない産業界のニーズも絶えず変化し、絶えず新しいソリューションが求められている。

ガデリウスは長い日本との歴史の中で培ってきたノウハウの蓄積によって日本の市場の将来の動向を見極め、これからも世界の最先端の製品をいち早く日本の顧客に紹介してゆく。特にガデリウスが強みを発揮するのは専門性の高いニッチ市場であることは前にも述べた通りである。当社が扱う製品を見て「こんな製品・技術があったか」と驚かれる顧客を将来さらに増やしていきたい。他社にない高品質でユニークな製品と、それ等を用いた新たなソリューションを顧客に提供できるところにガデリウスの真価がある。この創業以来の特色をこれからのビジネスにおいて一層活かしてゆくつもりである。

(講演抄録文責 JISS所報編集部)

[目次へ戻る](#)

[このページのTOPへ戻る](#)

● [目次へ戻る](#)



スウェーデン人の見た日本、日本人の見たスウェーデン

日本のアートで学んだ日本の心

墨絵画家
モッデ・グルート

私は子供の頃から絵には興味があり、油絵いわゆる西洋画を描いていましたが、日本に来るまでは私の描いた絵はせいぜい家族達の“LADIES ROOM”の壁を飾るくらいのものでした。ところが1979年に日本を訪れて、日本の版画や墨絵に出会ったとたん、私はたちまち日本古来のアートに心を奪われてしまいました。とはいえ東京に住んでいた1990年までは油絵を習い続けていたのですが、関西の芦屋へ移ったのを機会に習い事を墨絵に転向しました。私の最初の墨絵の先生はもう亡くなったタテバヤシ先生でしたが、とても素晴らしい先生で、私はこの先生から墨絵の初歩の基本の筆運びから教えて頂きました。しかしスウェーデン人である私が墨絵のような日本のアートを学ぶのは、口で言うほど簡単なものではありませんでした。というのは、日本のアートの基本にある考え方が、スウェーデンのそれとはまったく異なっていたからです。

我々スウェーデン人は、アートといえばなんといってもバランスというものを重視します。スウェーデンの家を訪ねてみれば分かることですが、室のインテリアは基本的に対称的に配置されています。例えば花とか置物を飾るにしても、窓辺にろうそく台を置くにしても、ペアにして飾るのが基本です。

ところが日本の美的感覚はまったく違う。私は墨絵を習い始めてから、絵を描くときはスウェーデン式のバランスや偶数を基本とした考え方から一旦離れて、奇数的な考え方をするようになりました。

考え方の違いといえば、アートの技術の教え方や習い方にも大きな違いがあります。スウェーデンではたとえば初心者でも作品を作るのに人の真似をするのは邪道で、生徒は個性を出すことが奨励されますが、日本式の習い事では、先生のする通りに真似するという方法をとりまします。私は今ではこの日本式のやり方の良さが分かってきたつもりですが、最初は抵抗がありました。しかし私が幸運だったのは、タテバヤシ先生が無理に私に日本式を押し付けず、私が従来やってきた方法を踏襲する形で教えて下さったことでした。お蔭で私は今までの経験お活かして、タテバヤシ先生の指導を受けて10年、私は墨絵の免状を取ることができました。ですから将来私はスウェーデンへ帰っても、スウェーデン人に墨絵を教えることができます。

一方私は日本の心を更に理解するため、1995年から書道を習い始めました。神戸では阪神大震災というショッキングな出来事がありましたが、特にその後では、書道は私にとって精神的にリラックスできるアートになっています。

私の書道の先生は、東京に戻る2001年まではミヨシ先生でしたが、この先生もまた大変素晴らしい先生で、先生のお蔭で、神戸でいろいろな書道展に出品させて頂きました。東京ではスウェーデン大使館で開催されたスウェーデンアート展や、SJP展にも9回も出品をしました。

最近では私は、自分流のやり方で自分の思う絵が描けるようになりましたが、この境地に達することができたのは、初歩の筆遣いに始まって、長年に亘りひとつひとつ技術を教えて下さっただけでなく、私が日本を祖国と思えるほど日本の心を教えて下さった先生方のお蔭です。

そしてこんなにも気持ちよく、友好的な人達のいる日本に長く暮らすことができたことを非常に幸運に思っています。

私が将来スウェーデンに戻っても、私の心は日本から離れることはないでしょう。

もし皆さんの中で、ガイジンの描いた日本アートにご興味のある方は、是非私のホームページ

<http://www.groth.hm/modde/index.html>

にアクセスしてみてください。

ストックホルム大学留学記

ストックホルム大学留学

2006年9月から12月までの4か月間、ストックホルム大学のInternational Graduate Programme (IGP)に留学した。年齢や国籍に関係なく学ぶ機会を与えてくれるスウェーデン社会の寛容さはやはり素晴らしい。わずか4か月間の滞在ではあったが、実際に暮らしてみて印象に残った事柄をいくつか述べたいと思う。

スウェーデンの地図のこと

ストックホルム滞在中、地図には散々悩まされた。ストックホルム大学に最初に登校した日、フレスカティ・キャンパスの入り口で大学マップをもらった。私が講義を受ける南棟は特徴ある形からすぐに分かったのだが、問題は南棟以外の建物だった。フレスカティには中央図書館のほかにも地理学図書館がある。講義に必要な本を借りるために地理学図書館のある建物群に行ったところ、地図ではA、B、C、D…と各建物に書かれてあるのに、実際の建物にはAともBとも書かれていない。建物群を一周してもどれが地理学図書館のある建物なのか全く分からず、近くにいた学生に尋ねてみたが、地理学図書館がどこにあるか知っている者は誰もいなかった。彼らは私と一緒に地図を広げて建物の形と見比べたが、やはり判別はつかなかった。半ば諦めかけたとき、大学職員と思われる人が声をかけてくれ、地理学図書館まで案内してくれた。それにしても、地図上のA、B、C、D…は一体何のために書かれてあるのだろうと溜息が出た。

道路を挟んでフレスカティ・キャンパスの向かい側にある教育学部の建物を探したときにはさらに困り果てた。地図に示された建物には番号の付いているものといないものがあったが、私の探す建物の番号は地図上にはなかった。地図を見ながら構内の道を進んでいくと建物の番号に一向に規則性が感じられないのだ。例えば8番の建物と9番の建物は全く異なる道沿いの随分離れた場所にあるのに、9番のすぐ近くに24番の建物があるという具合で、結局目的地に辿り着くまで30分以上も彷徨った。スウェーデン人は位置の順番を示すために数字を用いることがないのだろうか、このときは大いに疑問に思った。

市街地図もなかなか曲者だった。実は私にとってストックホルム大学は3番目の留学先で、以前2回はフランスに留学している。フランスでは地図を頼りに街を歩けば、迷うことはなかった。手元にあるミシュランのパリ地図とストックホルムのツーリストセンターで買った市街地図を比べてみるといくつか相違点が浮かび上がる。ミシュランの地図には大きく1/10000と書かれてあるのに対し、ストックホルムの市街地図には縮尺は書かれておらず、地図の右下に添えられた約5センチで1000メートルのスケールから1/20000の地図であることが辛うじて分かる。だが、ストックホルム市街地図の分かりにくさは縮尺の問題ではないのかも知れない。決定的な違いはミシュランの地図が通りと通りの交差する地点や通りの両端に番地が書き込まれているのに対し、ストックホルム市街地図には通りの名前が書かれてあっても番地は一切記されていない点だ。従って、通りはすぐに見つかっても、どの辺に目指す番地があるのか地図からは分からない。目的地を探して通りのほぼ端から端まで歩いたことも1度ならずあった。

スウェーデンのマナーのこと

ストックホルム大学の図書館で最も感心したことは、バッグや本などを置いたまま席を離れても物がなくなることがないということだった。食事に出かけて1時間くらい席を空けても何もなくならない。残念ながら日本ではどんな図書館でもこんなことは期待できないだろうと思う。この点に関してはスウェーデン社会のマナーの良さに感心するしかない。

反対に意外に感じたこともあった。通学には地下鉄を利用したが、利用者の中には勿論高齢者もいる。混んだ車両に杖をついた老人が乗り込んできても席を譲るスウェーデン人はほとんどいなかった。私は座っている席の近くに高齢者が来ると必ず席を譲ったが、スウェーデン人はどちらかといえば素知らぬ顔をしている。ドイツ語を話す青年ふたりが席を譲るのを見たことはあるが、スウェーデン人らしき人が席を譲るのを見たのは4か月間の滞在中、わずか2回だけだった。これはスウェーデン人が自己決定権を尊重することの現われなのだろうか。たとえ高齢者であっても自分の意思で乗り込んだ以上、座れないことも覚悟しているはずだというような。

もうひとつ気になることがあった。街にゴミが落ちていることである。地下鉄の出入口や路上、公園のベンチの周りなど、あちこちにゴミが落ちている。ゴミ箱があるのにゴミ箱の外に紙くずを捨てる人を何度か見かけた。紙くずや生ゴミが無造作に散乱しているところを目の当たりにすると、環境先進国のイメージとのギャップは大きかった。

日本語を学ぶ学生のこと

ストックホルム大学には「タンデム」という二人一組で互いに母国語を教え合うシステムがある。日本語は人気があり、私は「タンデム」に登録した当日にパートナーのカロリーヌを紹介された。彼女はストックホルム大学で日本語を専攻する21歳の大学生で、日本の漫画が大好きなのだそう。彼女の同級生たちに会う機会があったが、彼らの多くが日本の漫画やアニメに興味を持っていたのが印象的だった。一度、大変面白い学生に大学のレストランで出会った。私と同じテーブルに座った彼が完璧な発音とアクセントで「私は高校生のときに2年間日本語を勉強しました。日本語を勉強する人には漫画オタクが多いですね。でも、私は大変良い先生に教えてもらったので日本のいろいろなことに興味を持つことができました。演歌も大好きです。『大阪しぐれ』はいいですね。」と日本語で話したのは驚くしかなかったが、彼によると彼の両親はそれぞれ有名な学者で、彼も言語学の研究者になりたいと話す。彼はピーター・イソタロー(Isotalo)君だ。フィンラ

- ・ ドにルーツのある姓だそうだが、日本人の私は彼の名前を決して忘れないだろう。

いつかまた行きたいスウェーデン

ストックホルムは静かな街だ。留学中、心穏やかに暮らすことができたのは、この落ち着いた静けさのおかげだったと思う。ストックホルム滞在中にいろいろな人に会った。タンDEM・パートナーのカロリーヌは今年の夏2カ月間日本に留学することになった。勿論、再会を約束した。イソタロー君には日本の大学のパンフレットを送る予定だ。彼もいつか日本に来るかも知れない。そして私もスウェーデンとの関わりを持ち続けながら、いつかまたスウェーデンで懐かしい人たちに会いたいと思っている。

● [目次へ戻る](#)

● [このページのTOPへ戻る](#)

[● 目次へ戻る](#)


随筆コーナー

スウェーデン夏季プチ留学のおさそい

造形作家
北村 光子

近頃は、「スウェーデンについての情報なら沢山持っています」とか、「北欧四国はツアー旅行で周ったのでストックホルムなら行ったことあるわ」という方々が多くなり、北欧はぐっと身近になった感じですが、もしあなたがそのようなことを通してスウェーデンに魅力とかインスピレーションを感じられたら、観光旅行では味わえない普段着の人々の暮らしをスウェーデンで実際に体験してみませんか？

かくいう私も、何回かヨーロッパの旅行経験はあったものの、五十台になってから、ひよんなきっかけでスウェーデン中部にあるヴェッテルン湖畔の小さな町の学校に2年程留学するチャンスを得ました。その時体験したスウェーデンでの生活に魅せられ、帰国後は東京とスウェーデンの小さな町を行ったり来たり生活を5年間も続けています。

「スウェーデンのどこがそんなに気に入ったの?」「ミツコはなんでストックホルムでなくこんな小さな町が気に入ったの?」・・・これは日本の友人と、スウェーデンの友人の私への質問。これに対して私は「東京は世界中の食べ物や洋服など、何でも揃っているけれど、空が低くて家やビルがひしめいている。ストックホルムは美しくステキな街だけでも、都会的すぎる。この町は最低限のお店しかないけれど、神秘的な空、澄んだ湖、ほんのちょびりの家しかないところが気に入っている!」と答えています(これに関連したことはJISS所報No.329に掲載された<アイ・ラヴ・スウェーデン>にも書きました)。

一方私はスウェーデンの北極圏にまたがるスケールの大きな自然と、スウェーデン人のバイキング魂ともいえる勇敢なチャレンジ精神に圧倒され続けています。

私がスウェーデンから受けた大きな感動を、ぜひ皆様とも分かち合いたく、どなたでも参加できる小さな留学を計画しました。

人生80年といわれている昨今、若い方は勿論のこと、私のように人生後半の<好奇心の留学>を希望される方、将来本格的な留学を計画されている方に、スウェーデンでの<プチ留学体験>のお手伝いを致します。

スウェーデン夏季短期留学のご案内

ストックホルムから特急列車で1時間半、スウェーデン第二の大きさを誇るヴェッテルン湖の湖畔の町ヨー(HYO)のフォルケフォークスコラ(国民高等学校)と連絡しながら、日本人を対象にしたスウェーデン語講座を開催します。

対象	年齢不問、初心者歓迎
日時	2007年7月8日(日)から7月18日(水)の10泊(予定)
内容	定員 3人—4人 スウェーデン人女性教師(日本留学の経験者)による、受講者各人の希望及びレベルに合わせた授業 教師を交えての体験学習として、スウェーデン人家庭への訪問、ブルーベリー摘み、乗馬、施設見学等楽しいスウェーデン流のスローライフを体験 (なおストックホルムから10日間の期間中、日本人が通訳、お世話の全てをいたします)
費用	授業料 6万円 滞在費 6万円 2人部屋代と朝、昼、夕の食事代(スウェーデンの家庭料理) 交通費 2万円 スtockホルムからの特急列車代(往復) 雑費 2万円 合計 16万円 この中にはスウェーデン往復の航空費は含まれていません

振込先 リそな銀行 東久留米滝山支店 0468295 北村光子

● [目次へ戻る](#)

● [このページのTOPへ戻る](#)

[● 目次へ戻る](#)

JISS所報原稿募集

JISS所報原稿募集

JISS所報では、北欧・スウェーデンの歴史・政治・経済・社会制度などを研究しておられる方、公的機関や福祉・環境・教育などの社会活動機関、企業活動等での交流を通じて北欧・スウェーデンに興味をお持ちの方、あるいはJISSやJISS所報にご意見をお持ちの方々からのご投稿を広く募集しております。

応募方法は下記の通りですので、ふるってご投稿下さい。所報の編集方針に従って逐次掲載してゆきます。

1 応募資格

特にありません。ただし氏名・所属・連絡先は明記下さい。匿名の投稿は受けません。

2 内容と字数

北欧・スウェーデンに関するものであれば内容は自由ですが、800字(程度)、1,600字(程度)、3,200字(程度)のいずれかの文長でお願いします。

(まだ文にならないう、テーマ、アイデアの段階であっても、投稿ご希望であればお気軽にJISS 所報編集部にご相談下さい)

3 掲載の可否と掲載時期

掲載の可否、掲載時期の判断はJISS内の所報編集部で行います。送られた原稿は返却しませんのでご了承下さい。

4 謝礼

ご投稿への謝礼は無料ということをお願いいたします。

5 原稿の送付先

原稿は、「JISS事務局 所報編集部」宛て、Eメール、郵便、またはファックスにてお送り下さい。

[● 目次へ戻る](#)[● このページのTOPへ戻る](#)